

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の
課税方式の統一について

令和5年分申告（令和6年度市・県民税課税）から課税方式が統一されます

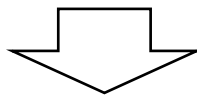
令和5年分申告（令和6年度市・県民税課税）から、所得税と市・県民税の課税方式を統一させることとなり、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択することはできなくなります。
（令和4年度税制改正）

下表のとおり、所得税で申告不要を選択した場合は、市・県民税で申告不要を選択したこととなり、所得税で総合課税（分離課税）の確定申告を行った場合は、市・県民税においても総合課税（分離課税）を選択したことになります。

●改正前（令和4年分申告（令和5年度市・県民税課税）まで）

※所得税と市・県民税で異なる課税方式が選択可能

	所得税	市・県民税
上場株式等の 配当所得等	①総合課税で申告 ②分離課税で申告 ③申告しない 以上の3つから選択が可能	①総合課税で申告 ②分離課税で申告 ③申告しない 以上の3つから選択が可能
上場株式等の 譲渡所得等	①分離課税で申告 ②申告しない 以上の2つから選択が可能	①分離課税で申告 ②申告しない 以上の2つから選択が可能



●改正後（令和5年分申告（令和6年度市・県民税課税）から）

※所得税と市・県民税の課税方式は統一

	所得税	市・県民税
上場株式等の 配当所得等	①総合課税で申告 ②分離課税で申告 ③申告しない 以上の3つから選択が可能	所得税と同じ ※申告する場合は所得税の確定申告が必要
上場株式等の 譲渡所得等	①分離課税で申告 ②申告しない 以上の2つから選択が可能	所得税と同じ ※申告する場合は所得税の確定申告が必要

裏面もご覧ください

保険料等への影響について

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を所得税の確定申告をすると、これらの所得は市民税・県民税でも合計所得金額や総所得金額等に算入されることになります。

これにより、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定などにも影響があります。

また、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の各保険料の賦課額や、高齢者の医療費の窓口負担割合に影響が出る可能性があります。

全ての影響を加味した最も有利な申告方法等については市民税課で案内することはできません。課税方式の選択については、申告者ご自身の責任でご判断いただいた上で、手続きをお願いします。

各保険料の計算については、市ホームページ (<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>) から確認することができます。

○国民健康保険料

≫ [国民健康保険料の計算](#)
で検索



○介護保険料

≫ [介護保険料について](#)
で検索



○後期高齢者医療保険料

≫ [後期高齢者医療制度](#)
で検索



修正申告について

所得税の確定申告において申告方法（総合課税、分離課税、申告不要）を選択した後、修正申告等においてその選択を変更することはできません。

詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告で申告しなかった上場株式等の利子および配当を修正申告により申告することの可否」をご覧ください。お近くの税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ

「確定申告で申告しなかった上場株式等の利子および配当を
修正申告により申告することの可否」



令和2年から令和4年中に生じた譲渡損失について

令和5年度市・県民税申告書により所得税と市・県民税で異なる譲渡損失の繰越額を申告していた場合であっても、令和6年度以降に市・県民税で適用を受けられる譲渡損失の繰越額は、所得税における譲渡損失の繰越控除の適用額となります。

〈問い合わせ先〉

所得税、確定申告に関するお問い合わせ：鎌倉税務署 電話 0467-22-5591（代表）

住民税、市・県民税申告に関するお問い合わせ：鎌倉市役所 市民税課 電話 0467-23-3000（代表）